

(案)

業務委託契約書

- 1 業務委託名 町道11028号線外通学路整備測量業務委託
- 2 業務委託場所 印旛郡栄町安食 地先
- 3 履行期間 令和8年 月 日から令和8年12月25日まで
- 4 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金

上記の業務委託について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者 住所 千葉県印旛郡栄町安食台一丁目2番
氏名 栄 町
栄町長 橋本 浩

受託者 住所
氏名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 前項の規定によるこの契約及び設計図書等に明記されていない事項については、委託者と受託者とが協議して定める。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務主任技術者)

第3条 受託者は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、委託者に通知するものとする。

(業務工程表)

第4条 受託者は、契約締結の際、業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

2 委託者は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

3 受託者が前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

(監督職員)

第6条 委託者は、監督職員を定め、その氏名を受託者に通知しなければならない。監

督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、指示等その他の方法により、受託者の履行状況を監督させることができる。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第8条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第9条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時的に中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、委託者は必要な経費を負担しなければならない。

(期限の延長)

第10条 受託者は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第12条 受託者の責に帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、委託者は、延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、委託業務に対して延長日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

- 3 委託者の責に帰する理由により、第14条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、受託者は委託者に対して年3.0パーセントの割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査及び引渡し)

第13条 受託者は、業務委託を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報

告書を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受託者は、遅滞なく当該補正を行い、委託者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については前項を準用する。
- 4 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を委託者に引渡すものとする。

(委託料の支払)

第14条 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 委託者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第16条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第13条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該

請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（委託者の任意解除権）

第17条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第18条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1）第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- （2）正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- （3）履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了

する見込みがないと認められるとき。

(4) 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関して公正取引委員会が、受託者（受託者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。

次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に関して受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(3) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(4) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(5) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(6) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(8) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(11) 第24条又は第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(12) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の損害賠償請求等）

第21条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1）履行期間内に業務を完了することができないとき。

（2）この契約の成果物に契約不適合があるとき。

（3）第18条又は第19条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）第18条又は第19条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（受託者の催告による解除権）

第22条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第23条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条又は前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の損害賠償請求等）

第25条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及

び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(解除の効果)

第26条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の出来形部分（以下「既履行部分」という。）が可分のものである場合は検査の上当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

2 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第27条 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第1項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第18条、第19条又は第21条第3項によるときは受託者が負担し、第17条、第22条又は第23条によるときは委託者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等受託者が負担する。

4 第2項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定

により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第18条、第19条又は第21条第3項によるときは委託者が定め、第17条、第22条又は第23条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第28条 受託者は、第19条第1号又は第2号のいずれかに相当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を委託者が指定する期限までに支払わなければならない。受託者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他委託者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は、委託者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受託者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して委託者に支払わなければならない。受託者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第29条 受託者は、業務委託の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等(暴力団対策法第2条に規定するものをいう。)から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第30条 委託者は、受託者が前条に違反した場合は、栄町建設工事請負業者等指名停止要領(平成14年7月1日施行)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受託者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(業務従事者災害等)

第31条 受託者は、委託業務の履行に関し生じた受託者の委託業務従事者の災害等については、全責任をもって措置し、委託者は、何ら責任を負わない。

(受託者の法令上の責任)

第32条 受託者は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の法令の規定による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(法令遵守)

第33条 受託者は、業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

(補 則)

第34条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。